

# 2022年度 運営方針・事業計画

社会福祉法人 五倫会

障害福祉サービス事業グループ

【姫路暁乃里／太陽の郷／チャレンジ／ふらっと／オリオンまとはた／オリオンあなせ】

## 社会福祉法人 五倫会 事業計画

### 1. 理念

孟子の「五倫」の教えに基づき、「私たちは人間を愛し、一人ひとりの人間があるのままに、自らの意思で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指す。」の理念のもと 2022 年度事業を執行する。

### 2. 基本方針

- ① 人間の夢や希望を応援し、一人ひとりが幸せと思える社会の実現に向けて働きます。
- ② 支援を必要としている人に、真面目に、誠実に向き合い、常に専門性を高める努力を惜しまず、支援します。
- ③ 常に時代の流れに柔軟に対応しつつ、且つ生活の質を追求し、先駆的な事業にも果敢に挑戦します。

### 3. 職員の誓い

- ① 利用者に対して尊敬と感謝の念を持ち、謙虚な気持ちを忘れません。
- ② 利用者に対して誠心誠意、平等に接します。
- ③ 利用者のペースに合わせ、同じ目線でじっくりと話を聞きます。
- ④ 利用者に対しての言葉遣い、職員同士の言葉遣い、挨拶は適切にします。
- ⑤ 職員間の報連相を徹底し、チームワークを大切にします。
- ⑥ 常に問題意識を持ち、自己研鑽に努めます。
- ⑦ できないと言わない、愚痴は言わない、人のせいにしません。

### 4. 法人経営の原則の遵守

2022 年度事業を執行するに際し、法人定款第 3 条に規定する法人経営の原則を遵守する。

《法人定款》（経営の原則）

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者、障害児、障害者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

## 5. 評議員会・理事会の開催

### ① 評議員会の開催

2022年6月（2021年度事業報告及び決算等）

2022年12月（2022年度事業経過報告等）

2023年3月（2023年度事業計画及び予算等）

### ② 理事会の開催

2022年5月（2021年度事業報告及び決算等）

2022年9月（2022年度事業経過報告等）

2022年12月（2022年度事業経過報告等）

2023年3月（2023年度事業計画及び予算等）

## 6. 事業内容

- ・第一種社会福祉事業 障害者支援施設 姫路暁乃里  
（生活介護・施設入所支援）の運営 各定員 35名、30名
- ・第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 姫路暁乃里  
（短期入所）の運営 定員 4名  
（日中一時支援）の運営 定員 4名
- ・第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 太陽の郷  
（生活介護・就労継続支援B型）の運営 各定員 20名、15名
- ・第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 チャレンジ  
（共同生活援助事業の運営 定員 11名  
（短期入所（空床型））の運営
- ・第二種社会福祉事業 障害児通所支援事業 オリオンまのがた  
（放課後等デイサービス）の運営 定員 10名
- ・第二種社会福祉事業 障害児通所支援事業 オリオンあなせ  
（放課後等デイサービス）の運営 定員 10名
- ・第二種社会福祉事業 相談支援事業 ふらっと  
（一般・指定・障害児相談支援事業）の運営

## 7. 事業方針

### (1) サービス提供基盤の強化と、よりよいサービス提供のための人材育成

#### 1. 強度行動障害支援スーパーバイザー養成研修

⇒2020年度より、社会福祉法人北摂杉の子会と強度行動障害者支援スーパーバイズ契約を結び、1年を通じた研修プログラムを実施し、利用者の予期不安の軽減を図ることで問題行動の減少につながる結果が見られるようになった。今年度も契約を更新し、継続することとする。また、今年度より（新）強度行動障害スーパーバイザーの養成事業として、兵庫県からの委託事業となる。

#### 2. 職員の教育体制の充実

⇒法人全体で合同研修を定期的実施し、五倫会マインドを醸成するとともに、経験と勘に陥りがちな職員がブラッシュアップできる機会をつくる。また、eラーニングシステム等を活用し、全職種、階層に対して専門性、質の高い研修を提供する。

### (2) 職員の能力や個性を生かす組織開発

#### ① 人事制度の改善

⇒人事制度の課題を整理し、適切に運用されるように随時改善を図る。

#### ② リーダー級及び、課長級の階層別研修を実施

⇒虐待防止などの知識のほか、チームマネジメントや、面談の技法などについて学べる機会をつくる。

### (3) 利用者の人権擁護・虐待防止のための体制強化

#### 1. 虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会の設置と開催（毎月の法人会議内で開催）

⇒委員会の内容については文面にて全職員へ周知させる。

#### 2. 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針整備

⇒法人全体で統一した指針へと整備をし直す。

#### 3. 法人内の全職員に対し、虐待防止、身体拘束等の適正化に関する研修を実施

⇒5月と10月に年2回実施。新入職員に対してはその都度実施する。

### (4) 新たな事業の推進と事業領域の開拓

#### 1. 姫路暁乃里の増築及び大規模改修

⇒コロナ禍が続く中、個室化の必要性を強く感じると同時に、短期入所のニーズの高さもあり、個室化及び短期入所の増床等の整備計画を進める。

#### 2. 高齢化・重度化に対応したグループホーム等の開設

⇒障害者の重度化・高齢化にも対応できるグループホーム等の整備計画を進める。また、日本財団の「みらいの福祉施設建築プロジェクト2022」についても、再挑戦を検討する。

## 指定障害者支援施設 姫路暁乃里 事業計画

### 基本方針

『共に考え、共に実践し、共に達成する』

～利用者・スタッフ・地域と共に～

利用者一人ひとりが思い描く、“夢・理想・未来”の実現に向けて、利用者とスタッフの信頼関係のもと、利用者に関わる全ての関係機関、全ての人々を巻き込みながら地域社会が一体となって“共に考え、共に実践し、共に達成する”支援体制の実現を目指します。

### 取り巻く環境

2021年度は新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、施設入所以外の機能（通所生活介護・短期入所）も休止することなく積極的な事業を継続してきた。しかし、2月中旬より約1か月施設入所者に新型コロナウイルスが蔓延し、施設入所以外の事業を休止することとなってしまった。入所施設は障害者家族などの介護者の高齢化を背景に「セーフティネット」としてのニーズは高まってきている。また、現状として地域支援体制が不足しており、地域では暮らしづらい人（強度行動障害を示す利用者）の多くが施設に入所している実態を踏まえると、入所施設における生活の質の向上に取り組み、段階的に入所施設のあり方を変えていくことが求められている。

コロナ禍で福祉業界の有効求人倍率は高い水準を維持しているが、離職者も少なかったが、採用数も少なかった。24時間365日稼働している点を強みとして、働き方改革を進める必要がある。

姫路暁乃里の所属地区である播淡地区で、2021年度下旬に虐待報道が2件報告されている。いずれも入所施設であり、虐待が起こる背景として支援技術の低さ・職員のメンタルヘルスが主な要因として考えられる。以上の内容を踏まえ、下記の通り重点目標を実施していきたい。

### 重点目標

#### 1. 強度行動障害者・重度障害者への支援技術の向上

2020年度より強度行動障害コンサルティングモデル事業を開始し、北摂杉の子会 人材育成研修室の堀内氏に研修・助言をもらいながら強度行動障害者・重度障害者への支援を続けてきた。兵庫県知的障害者施設協会加盟施設に向けて播淡地区を代表して実践報告会を2回行い、地区内からも評価を受けて強度行動障害者の受け入れ相談件数も増えた。

2022年度より強度行動障害スーパーバイザー養成事業が兵庫県の委託事業として認められ、播淡地区より3法人の職員が姫路暁乃里に集まって事例検討会に参加する。そのため職員のスキルアップを図り、スーパーバイザーへの養成を確立していき、支援力の底上げを目指すため下記の内容を実施する。

・毎月の実践による事例検討会は、コアメンバーを中心に積極的に参加、学習する機会を設ける。職員が自閉症スペクトラム症や構造化の手法を学びながら、般化出来るような支

援を提供していく。スーパーバイザーとして自法人内の事業所でコンサルティングを行い、他法人でスーパーバイズできる能力を養う。

- ・2022年度の姫路暁乃里増改築計画に職員が積極的に参画することにより、強度行動障害者の行動が安定し、自立して生活ができるよう支援環境、生活環境を整備していく。
- ・遅出、夜勤をする常勤職員は、強度行動障害支援者養成基礎研修もしくは行動援護従事者養成研修を必ず受講し、資格を取得する。
- ・高齢障害者に対応するための介護技術を学びつつ、安心して穏やかに生活できる環境作りを目指す。

## 2. 人材（育成・教育・確保）、働き方改革

2021年度2月中旬より約1か月施設入所者に新型コロナウイルスが蔓延し、集団感染（クラスター）となった。子供のいる女性職員と非常勤職員は施設側から休みを促し、常勤職員に勤務希望を確認すると、全員出勤すると返答があった。施設入所者の支援をする職員としての責務を全うし、利用者・職員共に全員みなし陽性になったが、チームとして困難に立ち向かうことができた。さらに人材・チームの重要性を感じた。

新人職員に対して研修ノート・チェックリストを活用し、支援・業務の標準化を目指して育成してきた。また職員の得意分野毎にチームで分け、分野毎の専門職員を作っていく、事業所内の専門性の向上に努めた。

働き方改革については早急の課題と考える。就業形態を変えることは人事考課の方法を変えることに繋がるため、職員のやりがいや削がれないよう人事考課制度を整える必要がある。新しい生活様式に柔軟に対応しながら下記の内容を実施していく。

- ・事業展開するには、「人材」＝「人財」が必要であるため、2022年度も人材確保は積極的に進め、大学・短大・専門学校から3名以上の新規採用を目指す。
- ・自閉症、高齢者、ダウン症チームは各チームで学習を行い、職員会議で発表する機会を持ち、職員の専門性の向上を目指す。今までは知識を得ることを目指していたが、姫路暁乃里での実践報告の機会を増やし、利用者支援に直接繋がるような発表の機会を設ける。
- ・職員育成プログラムについては、新人が目標を持って即戦力で働くことが可能になるよう育成における計画を作成する。
- ・24時間365日稼働している施設の特徴を活かし、様々な働き方に対して柔軟に対応していく。そのためにも人事考課制度を法人と共に整備していく。
- ・記録、事務量の増加に伴い、業務効率化向上のためICT導入を推進していく。

## 3. 虐待防止・権利擁護の取り組み、感染症対策

障害福祉で働く者として、「意思決定支援」をすると必然的に本人中心の支援となり、本人の求める暮らし（ニーズ）に近付き、それを支えるのが支援員である。虐待防止と権利擁護は職員の責務とし、下記の内容を実施する。

新型コロナウイルス感染症への感染対策を徹底しながら、必要なサービスを継続的に提供していく。感染症や災害が発生した場合であっても、BCP（事業継続計画）に沿って必要

なサービスが継続的に提供されるよう、日頃からの備えや業務継続に向けて下記の内容を実施する。

- ・利用者処遇に係る自己評価チェック表を毎月職員にチェックしてもらい、虐待の芽を摘むと同時に1ヶ月の振り返りと評価を行う。
- ・虐待の未然防止、虐待防止委員会の設置と職員への権利擁護・虐待防止研修を実施する。
- ・職員間でも適切な職場環境維持（ハラスメント対策）を行う。
- ・感染症対策として、職員はスタンダードプリコーション（標準予防策）を意識し、感染症委員会の開催の継続、研修・訓練（シュミレーション）の実施を行う。
- ・他の障害者支援施設でクラスターが発生した際の代替施設の提供や応援職員派遣の連携、姫路市との連絡調整等、播磨地区コロナ関係連携事業所として地域の受け皿となるよう事業運営を行う。
- ・兵庫県庁と兵庫県知的障害者施設協会の要請を受け、播磨・淡路圏域の事業所でクラスター発生時、衛生用品の備蓄がなくなった場合に物資保管施設として役割を担う。
- ・会議や研修は三密にならないよう、必要に応じてWeb会議・Web研修を行う。

## 利用者支援

利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者及びその家族の生活に対して意向、生活全般の質を向上させるための課題、ニーズに沿った個別支援計画に基づき、健康で快適な生活を維持・充実した生活が送れるよう障害の程度や特性に配慮の上、日常生活全般における生活習慣の向上を目指す。

### 1. 事業の目的

#### <生活介護>

利用者の状況に応じて適切な食事、整容、更衣、排泄、移動等の生活全般にわたる支援を継続する。嘱託医・看護師と連携を取りながら日常生活上の健康状態、服薬、健康に関する相談、アドバイスを受けながら健康維持のためのサービスを提供、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な援助を行うことを目的とする。

#### <施設入所>

常に介護を必要とする利用者には、個別支援計画に基づいて夜間および休日の入浴、排泄、食事の介助等を行う。また、利用者が自立した日常生活を営むことができるように、置かれている環境に応じて個別のニーズに沿ったサービスの提供、相談、その他の日常生活の支援・介護をすることを目的とする。

2. 年間計画

毎月	◇法人会議（毎月実施） 1. 虐待防止委員会 2. 身体拘束適正化委員会 3. BCP検討委員会 4. 事故防止委員会 5. 感染症防止委員会 ※上記1～5は法人会議内にて実施する。 ◇強度行動障害を示す利用者へのコンサルティング 第2水曜日に実施。他法人からも参加者あり。 ◇虐待防止研修（全職員） 年2回（5月、10月）実施。新人職員へはその都度実施する。		
月	行事	研修内容	
		施設外	施設内
4月	観桜会	自閉症eサービス	
5月	保護者会 ばんたん親善運動会	行動援護従事者養成研修	ダウン症チーム発表 虐待防止研修(全職員)
6月		新任職員研修 新任リーダー研修	自閉症チーム発表
7月	保護者会 七夕会	播淡地区職員研修会	避難訓練（夜間想定） 消火訓練
8月	夏祭り	播淡地区施設長・職員合同研究会 兵庫県サービス管理責任者研修 兵庫県相談支援従事者初任者研修 社会福祉施設等新任職員研修	高齢者チーム発表
9月	保護者会	兵庫県サービス管理責任者研修、兵庫県相談支援従事者初任者研修 社会福祉施設等リーダー研修 全国知的障害福祉関係職員研究大会 福祉の集い	
10月	ハロウィン	強度行動障害支援者養成基礎研修	虐待防止研修(全職員)
11月	保護者会	播淡地区職員研修会	ダウン症チーム発表
12月	ふれあいコンサート クリスマス会 餅つき	兵庫県サービス管理責任者基礎研修	
1月	鍋の会 保護者会		自閉症チーム発表
2月	節分 バレンタイン	播淡地区施設長会研修 兵庫県サービス管理責任者更新研修	避難訓練（日中想定） 消火訓練
3月	保護者会		高齢者チーム発表

※2021年度実績より

### 3. 医務・保健計画

#### ○日常の健康管理

利用者の健康状態把握のため、常に表情や行動を観察し、病状の早期発見・早期対応に努める。またサービス提供中に異常が認められた場合は通院等の適切な処置を行う。

- ・慢性疾患、特定疾患の注意事項を職員に周知する。
- ・利用者内服薬の管理及び常備薬の取り扱いに万全を期す。
- ・感染症対策としてスタンダードプリコーション（標準予防策）を実施する。
- ・利用者のバイタルチェックを行う。（起床時、入浴時、体調不良時）
- ・毎週月曜日にパルスオキシメータで酸素飽和度を測定する。

#### 健康計画

内容	対象者	予定月
嘱託医による往診	全員	月1回
健康診断	全員・夜勤者	6月・12月
インフルエンザ予防接種	全員	11月～12月

#### <短期入所（宿泊を伴う）、日中短期入所（宿泊を伴わない）>

【目的】 個々の心身の状況や介護している家族が、疾病・冠婚葬祭・学校等の公的行事への参加、休養等の目的で家庭における介護が困難になった場合、一時的に施設を利用（レスパイト）、短期間の入所をする。

#### 【サービス内容】

- ・日中における一時的な預かりを利用する利用者・宿泊を伴う利用で短期間の入所を必要とする利用者の状況に応じて食事・排泄・入浴等の日常生活支援を行う。

#### 【活動内容】

- ・ 食事の提供  
利用者の希望、健康面を考慮した食事を提供する。
- ・ 生活に関する相談、援助  
利用者の自己判断、自己決定、自己責任のもと自分で解決しかねる問題、助言が必要な状況、経験がないことにより自己判断しかねる事項等状況を考慮し、適切な相談、援助を行う。
- ・ 服薬管理  
状況に応じて服薬援助を行う。
- ・ 健康管理  
利用者の健康状態に注意し、必要に応じて、食事等配慮する。
- ・ 短期利用者に対する緊急時の対応  
利用者の生命、安全を第一に考えた速やかな対応・ご家族、関係機関との連絡調整を行う。

・ 情報提供

利用時における本人の状況報告、家庭における関わりについての相談、サービス事業所の情報提供、各種福祉サービスの情報提供を行う。

在宅で介護している保護者の高齢化が進み、緊急性の高い案件（介護者の急病等の緊急時）で2021年度緊急短期入所を受け入れた実績は2件であった。障害者支援施設はセーフティネットの最後の砦としての機能があると考え、制度を上手く活用して要望があれば積極的な受け入れ体制をとる。緊急短期入所の必要性和柔軟性は各市町村にも伝えていく。

**栄養課(日清医療食品株式会社)事業計画**

**【よりよい食事提供の構築】**

- ・ 喫食される方の状態を把握し、食形態を随時見直す。
- ・ 味付けの均一化を図る。
- ・ 病態に合わせた食事作り。
- ・ 栄養基準量に基づいた食事提供。
- ・ 選択する楽しさ、喜ばれる食事の提供。

**【嗜好調査（アンケートによる）実施】**

- ・ 利用者様の要望や不満を把握する。
- ・ アンケート結果より、味付け、献立の見直しを行う。

**【給食委員会の実施】**

- ・ 月に1回給食委員会を開催し、職員様より味付けやメニューに対する意見を頂き、その情報をもとに協議し、より良い食事提供を行う。
- ・ 給食会議で利用者様の毎月の身体測定結果を職員様、施設栄養士様と確認し、食事量などの調整を行う。
- ・ 非常用備蓄食品の賞味期限の確認を行う。

**【食の充実を図り、複数献立を取り入れる】**

- ・ 毎昼食に選択メニューを取り入れる。
- ・ 月に2回、3者択一メニューを取り入れる。
- ・ 月に1回、季節の行事食かバイキングのどちらかを取り入れる。

**【食事提供時間】**

朝食	8 : 00	
昼食	12 : 00	早出 11 : 30、11 : 45
夕食	18 : 00	早出 17 : 30、17 : 45

※ 11 : 30 8名

※ 17 : 30 6名、短期入所で19時までに退所される方

**【職員体制】**

- ・ 姫路暁乃里栄養士 1 名（非常勤）
- ・ 日清医療食品株式会社栄養士 1 名
- ・ 日清医療食品株式会社調理員 3 名

**【衛生管理体制に基づいた安心・安全の食事体制】**

- ・ 月 2 回の事業所衛生チェック。
- ・ 支店衛生担当による衛生監査。
- ・ 月 1 回のチーフ会議で実施する衛生についての勉強。
- ・ 本社衛生管理室による衛生監査。

**【非常時・災害時におけるバックアップ体制の確立】**

- ・ 災害時における対応マニュアルを全事業所装備。
- ・ 非常用備品を各支店単位で装備。

## 障害福祉サービス事業所 太陽の郷

### 基本方針

1. 太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりが、主人公として活動できることを大切にします。
2. 太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりが、どの場面でも自分の考えで選び決めることを大切にします。
3. 太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりの考えや行動を認め、本人の権利を守ります。

### 取り巻く環境

新型コロナウイルス感染症が全国でも拡がりを見せる中、2月に当施設においても感染者が出る事態となった。想定し準備はしていたが利用者・保護者への対応や、各関係機関への連絡など慌ただしく体制を整えることとなった。生活介護事業では「アールブリュット展」を開催したことで、作品を通じ人と人との繋がり、社会との繋がりに喜びが感じられ、利用者のみならず太陽の郷としてもよい経験となった。また、就労継続支援 B 型事業においても、繋がりのある企業や施設、地域の方々からも仕事を受けることができ、昨年度と同等額の工賃を利用者に受け取ってもらうことが出来た。

太陽の郷としては、今後も新型コロナウイルス感染症の予防や動向に留意しながら、下記の重点目標を実施することで施設の特色を濃くしより良い支援に繋げていく。

### 重点目標

#### 1. 施設全体

新型コロナウイルス感染症対策（検温、消毒、換気、手洗い）のさらなる徹底を行い、緊急時対応など家庭との連絡や情報共有を確実なものにし、必要なサービスを継続的に提供していく体制を確保する。また、前年度より姫路暁乃里職員をスーパーバイザーとして招き視覚的支援の導入を始めている。それに付随し専門的な理論、知識の向上があるため、今後もさらなる支援の質の向上を目指し下記の内容を実施する。

- ・毎月スーパーバイザーを招き、実践の振り返りディスカッションや座学による専門的知識の向上を目指していく。
- ・支援や作業における進捗状況、見直し会議を各種別または作業毎に毎月実施する。
- ・ICT を活用し利用者、保護者へ緊急時の通知をスムーズかつ確実なものにし、情報の発信や共有をするとともに、業務の効率化に繋げていく。

#### 2. 生活介護

- ・神戸市にある兵庫県立美術館王子分館での「兵庫県障害者アートギャラリー常設展」を、絵画クラブの先生とも協力しながら、利用者の才能、独創的な作品を知ってもらう機会とする。（1フロアを使用し、10月1日～12月28日の期間で実施予定）
- ・姫路暁乃里職員によるスーパーバイズを受け、専門的な知識を獲得し支援の写真やイラ

ストを使用した視覚支援を取り入れ確立させていくことで、利用者の支援の質を高めていく。

- ・ 箸作業は、新型コロナウイルス感染症の影響がある為、企業から提示された数量を納期までに確実に仕上げていく。

### 3. 就労継続支援 B 型事業

平均工賃 35,000 円を維持しつつ、新たな作業の開拓のため知識の獲得、その作業を確立させていく上で地域との繋がりを広げていくため下記の内容を実施する。

- ・ 昨今注目されている農福連携について、まず自施設で行っている畑の運用を姫路市農業振興センターの協力を得ながら改善を目指し知識の獲得、地域との繋がりを広げていく。

- ・ アートグッズ等を販売するネットショップを開設し、商品の販売促進を目指し新商品の発案、製造していく。また、インスタグラムなど SNS を活用し、施設の取り組み等を含め多くの人に見てもらえるように発信していく。

- ・ 惣菜の店ごりんやでは、法人敷地を活用し、イベントを開催することで地域と交流の場とする。また出店してもらえる店や施設などを募り合同実施を目指す。

## 利用者支援

### 1. 生活介護事業

生活支援、余暇活動、作業として下記の内容を実施する。

- ・ 視覚的支援を取り入れ、より理解し易い伝え方を探りながら、一人ひとりにあった写真や絵カードを作成し経験や体験の機会等を提供する事により「自分で選ぶ」意思決定へと繋げていく。

- ・ 日々の活動と行事を多く提供していく事に加え、作品展に応募するや常設作品展示会等に向けて、創作活動を精力的に実施していく。

### 2. 就労継続支援 B 型事業

各作業でスキルアップや工賃アップを目指し下記内容を実施し、農福連携においては利用者の新たな活躍の場として作業の確立を目指していく。

#### 施設内作業班（ダイレクトメール作業）

- ・ 収益目標年間 2,000,000 円（月間 170,000 円）を達成させる。

- ・ 定期的にある作業では PDCA サイクル（計画、実行、評価、確認）を活用しながら、個々人で苦手な工程を振り返り、練習に加え必要に応じ自助具の作製、改良をしていくことでスキルアップやステップアップを図り、利用者たちで流れを作り完結できることを目指していく。

#### 施設外作業班（除草、清掃、コーティング作業、リサイクル作業）

- ・ 収益目標年間 3,500,000 円を達成させる。

- ・ 施設外での挨拶や危険認識等、施設内とは違った部分の訓練も組み込み一般就労に向けて必要なスキルの向上を目指し支援していく。

・除草・コーティング作業においては近隣地域へチラシをポスティングするなど、新規の仕事を獲得し収益増を目指す。

製造販売作業班（お惣菜の店 ごりんや）

- ・全体の売り上げ目標年間 15,000,000 円を達成させる。
- ・菓子製造業許可を取得し定番となる商品開発を行う。新たな取り組みの中で利用者の仕事の幅を拡げ収益増を目指す。
- ・イベントを開催することで利用者の活躍の場を作るとともに、出店してもらえる店や施設などを募り合同実施を目指す。

3. 年間計画

月	委員会・法人研修	保護者関係	行事等
4	◇法人会議（毎月実施）		花見
5	1. 虐待防止委員会	保護者会	
6	2. 身体拘束適正化委員会		
7	3. B C P 検討委員会		
7	4. 事故防止委員会	保護者会	そうめん流し
8	5. 感染症防止委員会		
8	※上記1～5は法人会議内にて実施する。		
9		保護者会 支援計画説明面談	
10	◇虐待防止研修（全職員）		
10	※年2回（5月、10月）		
11	新入職員へはその都度実施する。	保護者会	
12			クリスマス会 忘年会
1		保護者会	
2			
3		保護者会 支援計画説明面談	クラブ発表会

- ・職員に対して定期的に権利擁護・虐待防止研修を実施。利用者処遇に関するチェックリスト実施、個別面談等、記録に残しながら改善状況も確認出来る様に進めていく。
- ・保護者関係においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、タブレットを活用し無料通話アプリ LINE で写真も交え情報の交換をすることで、事業への理解や情報共有をしていく。

## 共同生活援助 チャレンジ 事業計画

### 基本方針

障害者の地域生活移行の一つの手段として、共同生活援助事業における共同生活住居を設置運営し、利用者一人一人にとって心安らげる「家」となるような支援を目指す。利用者の障害種別や程度に関係なく、充実した生活を営むことができるよう、サポートと相談業務の強化を図り、各関係機関と連携を密にして、継続的に支援する体制を整える。

### 取り巻く環境

障害者の地域生活を支えるグループホームの利用者は、令和元年に入所施設利用者数を上回り現在も増加中である。障害者の地域移行が推進され続けており、今後も増加の一途をたどると考えられる。利用者の増加に伴い、利用者の重度化や高齢化、個別支援の強化や職員の資質向上、人材確保など様々な課題が挙げられている。

### 重点目標

新型コロナウイルスの影響を受け、制約を余儀なくされた生活の中で「その人らしさ」を大切にしながら、自立に向けた具体的な支援方法を確立させる。また、地域資源、社会資源を有効活用し、利用者の満足度を向上させることが出来るように余暇の充実を図っていく。

グループホームでの生活だけでなく、日中活動の場(就労先)でも「その人らしさ」を活かしながら地域社会の一員として参加し、責任を果たせるように的確な支援を提供するため各関係機関との情報共有、連携を図っていく。

### 利用者支援

#### 1. 利用者の権利擁護

利用者本人が希望する生活の実現を目指し、ひとりひとりの要望や苦情を積極的に聞き入れ、日常生活支援を充実させていく。

虐待防止・差別解消に関する研修を行う事で、職員の意識向上を図り利用者の人権を守っていく。

#### 2. 地域交流・余暇活動の充実

地域行事や地域資源の情報を集め、提供または利用する事で地域交流や社会参加を進めていく。心身のリフレッシュを図る事を目的に、在宅での余暇活動の提供や移動支援事業の利用で、個々の要望に沿ったメリハリのある時間を確保し、経験や生活の幅を広げていく。

#### 3. 個別支援の強化

利用者本人の希望を取り入れた個別支援計画に基づき、年齢、障害特性、生活環境をふ

まえながら個々に必要な支援を確立させ、統一した支援を提供する。特に対人関係の支援に関しては、日中活動の場(就労先)で良好な人間関係を築けるよう、利用者本人の要望や困り事などを聞き取り、助言や支援を提供する。必要に応じて関係機関と連携を図り、利用者の生活全体を通して支援する。

#### 4. 健康管理

利用者の高齢化に伴い、様々な疾患を罹患する可能性が高くなると予想される。看護師が定期的に訪問し、血圧測定や身体状態のアセスメントを行う。個々の生活状況に応じて健康状態を観察し、異常が確認された場合は速やかに協力医療機関へ相談・受診し早期治療に努める。栄養士の指導を受けながら、食事量・内容を常に検討し体重増加による生活習慣病の予防に努める。

#### 職員の資質向上

年齢や支援区分が幅広く、必要とされる支援も様々である。ひとりひとりに適宜適切な支援を提供できるよう障害特性に関する研修や、虐待防止、権利擁護などの研修を実施し職員のスキルアップを図る。

#### 感染症対策

##### 《感染予防》

- 1) 手洗い、うがい
- 2) 手指の消毒
- 3) 接触頻度の高い場所の消毒
- 4) マスクの装着
- 5) 換気

##### 《体調管理》

- 1) 職員、利用者共に毎朝・帰宅時の体温計測の実施
- 2) 体調不良時、指定病院の受診

##### 《新型コロナウイルス感染時の対応》

- 1) 陽性反応確認後、至急保健所に報告し指示を仰ぐ
- 2) 本部に連絡し、バックアップ施設である姫路暁乃里に応援を依頼する。
- 3) 感染症対策委員会への参加と職員への研修を実施する。

#### 災害・緊急時の対応

1) 「命を最優先に行動する」を基本として、災害・緊急時の対応の支援を強化する。緊急事態が発生した場合は、緊急連絡網の連絡系統に従って速やかに連絡を行い、バックアップ施設である姫路暁乃里との連携を図る。日中活動の場(就労先)で過ごしている場合は、速やかに就労先、事業所、もしくは利用者本人に連絡を取り、安否確認を実施する。

- 2) 年2回の避難訓練を実施する。その中で避難だけでなく通報や消火訓練を行うこと

で、自己防衛能力の向上を図る。

3) 姫路市の「災害時要援護者台帳」に利用者の情報を登録し、自治会や消防団、民生員に利用者の存在を知ってもらう。

4) 災害対策委員会への参加と職員への研修を実施する。

#### 虐待防止対策

1) 虐待防止に関する必要な体制の整備を行い、法人で定められている倫理綱領や行動規範を職員全体へ周知する。グループホームにおける支援について、密室化に加え一人勤務である事が多い。職員間の情報共有や連携に併せ、関係する事業所や保護者の面会など、風通しの良い環境を整える事で虐待防止に繋げていく。

2) 虐待防止委員会への参加と職員への研修を実施する。

#### 年間計画

	委員会・法人研修	施設内研修	行事等
4月	◇法人会議（毎月実施）	人権、虐待防止研修	避難訓練
5月	1. 虐待防止委員会		
6月	2. 身体拘束適正化委員会	感染防止研修	
7月	3. B C P 検討委員会	障害特性に関する研修	
8月	4. 事故防止委員会		
9月	5. 感染症防止委員会		
10月	※上記1～5は法人会議内にて実施する。		避難訓練
11月		人権、虐待防止研修	
12月	◇虐待防止研修（全職員）	感染防止研修	忘年会
1月	※年2回（5月、10月）	事故防止研修	
2月	新入職員へはその都度実施する。		
3月			

## 相談支援事業所 ふらっと事業計画

### 基本方針

利用者の自立した生活を支え生活していく上でのニーズの解決に向けて各関係機関や他職種間と連携を図りながら、個々の提供されるサービスを包括的に調整し細かく支援する。

### 取り巻く環境

発達障害のある児童、者はその障害の特性から日常生活でも様々な困難を抱えている。目に見える身体的な障害等がないため、本人はとても困っているのに周囲の人からは理解され難いという面があり、コロナ禍による家庭や学校、地域の様子が変わってしまう状況では、更にその困難さが増しているため、相談支援専門員は、これまで以上に、本人に寄り添い本人中心に家族や学校等、関係機関と連携を取り合いながら支援していくことが重要になる。

### 重点目標

#### 1 本人中心支援

利用者のニーズを的確に把握し、障害の程度や心身の状況、置かれている環境等に配慮しながら本人中心の計画をたてる。モニタリングを定期的実施し明確な目的を持って、一貫したより良い支援が提供出来るようにする。

就学児童に対して関係機関である学校、かかりつけ医、事業所との関係を取り持つていく。

#### 2 スキルの向上

法人全体研修や相談支援関係機関などへの積極的な参加と自己研鑽に努め、情報の収集と専門職員としての資質向上に努める。

#### 3. リスクマネジメント

訪問にあたっては訪問前後における手洗いやうがい、マスクの着用、咳エチケットの徹底など、感染機会を減らすための対応を行う。

### 利用者対象

1. 障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者
2. 障害福祉サービスを利用するすべての障害児

### 事業内容

1. 利用者やご家族からの相談に応じ、必要な情報を提供する。
2. 利用者の要望や本人を取り巻く環境等を確認し、適切な福祉サービスが利用出来るよう援助する。
3. 関係機関や利用者、ご家族と情報交換を行い、円滑に計画相談を進めていく。
4. 研修に参加し、計画内容の充実や情報収集に繋げる。

5. 相談を通して障害者虐待に気づき、発見することが重要である。発見した場合は通報義務を果たし、市町村と連携を図っていく。

**委員会、研修年間計画**

	委員会・法人研修	研修等
4月	◇法人会議（毎月実施）	虐待. 権利擁護研修. 避難訓練
5月	1. 虐待防止委員会	施設内研修. 相談機関全体会議
6月	2. 身体拘束適正化委員会	感染防止. シミュレーション
7月	3. B C P 検討委員会	
8月	4. 事故防止委員会	
9月	5. 感染症防止委員会	
10月	※上記 1～5 は法人会議内にて実施する。	相談機関全体会議
11月		人権. 虐待防止について
12月		感染防止. シミュレーション
1月	◇虐待防止研修（全職員）	
2月	※年 2 回（5 月、10 月）	
3月	新入職員へはその都度実施する。	避難訓練

## 放課後等デイサービス オリオンまのがた 事業計画

### 基本方針

児童ひとりひとりが持つ能力や個性を大切に、今日よりも良い明日になるよう「楽しく遊び・楽しく学ぶ」環境を提供します。達成感を味わい、自己肯定感を高めていく考え方を主とし、児童ひとりひとりの将来を見据えた支援プログラムの構築を目指します。

### 取り巻く環境

令和3年度を振り返った時に現場では新型コロナウイルスに翻弄されながらも、活動内容や支援の仕方等、不自由なことに立ち止まらずに考える力、工夫をする力が今まで以上に養われたと思う。また、令和4年4月からは障害者虐待防止や身体拘束等の適正化について更なる推進をはかる為、「全従業者への研修実施」「委員会の設置と開催、責任者の設置」「指針の整備」が義務化される。全国でも障害者虐待に関するニュースが流れ、障害福祉に対するイメージはあまり良いものとは言えないかもしれない。ただ、私達にいま出来ることは、利用者に対して何が出来るか、地域の理解を得る為に何が出来るかを立ち止まらずに考えて、工夫をすることだと思っている。多くの方から選ばれる事業所になれるよう下記の重点目標を掲げる。

### 重点目標

#### 1. 支援の質の向上

法人の理念があり、事業所の基本方針がある中で「オリオンまのがたとしての色」を出していける一年にしていく。生活面、行動面、精神面等、一日の支援の中で全体的にアプローチしていくが、自己選択・自己決定・自己肯定感の向上に繋げていく為の支援技術やその他知識等について下記の様にこれまで以上に学んでいく。

- ・コミュニケーション、行動障害等について（絵カード交換方式、応用行動分析、トークンエコノミー、構造化）
- ・発達検査について（新版K式）

※上記の内容については事業所内の勉強会や検討会、外部講師を招いて学んでいく。

#### 2. 人材育成

上記1に記載している現場における支援技術や知識の向上による育成、勉強会等を開き経営面に目を向けていける人材の育成、外部への発信を得意とする人材の育成等、職員の長所等を見極めながら伸ばしていけたらと思う。

#### 3. 情報収集

オリオンまどがたとしての色を出していくが、事業所内だけで小さくまとまってしまうように、他事業所や学校等への見学や合同の勉強会を計画発信していったらと思う。様々な情報や横の繋がりを積極的に獲得していけるように動いていく。

## 利用者支援等

### 1. 個別療育と集団療育

個別支援計画や個々の能力に応じたプログラムを立案し、食事、着替え、トイレ等の日常生活動作。お金の理解等、考える力を養う為に手段的日常生活動作の向上を図る。また、何をするにもコミュニケーションは必要となる。方法として言語、ジェスチャー、絵カード、手話等それぞれである。意思表示が上手く出来た時の喜び、楽しさ、生活のし易さを味わって貰えるように支援を実施し、その上で自己肯定感を高めていく。

### 2. 保護者との連携

保護者においては日々のやり取りに加え、事業所発信の研修会等も開催していく。情報収集をしっかりと行い、ニーズや状況の変化等を得られるように努めていく。

### 3. 感染症対策

検温、手洗い、うがい、手指消毒、換気等の実施。その他、児童受け入れ前後の備品や送迎車の消毒も実施する。必要に応じてフェイスシールドを着けての支援に当たる場合もある。感染症を未然に防ぐ対策、起きた時の対応策を再度見直していく。

### 4. 虐待防止・権利擁護

自らの支援を見直せるように毎月自己評価セルフチェックを実施する。  
行政や兵庫県知的障害者施設協会の虐待未然防止研修への参加も積極的に行う。  
令和4年4月から義務化される内容についての周知を全職員へ徹底する。

### 5. 災害・緊急時

災害や緊急時といっても地震であったり送迎中の事故、児童に関する事の場合もある。そういった想定される場面それぞれのマニュアルを作成し、混乱等を避けられるように努める。また職員の連絡網、保護者の緊急連絡先も常に最新へとしておく。また総務省推奨の災害用伝言サービスも活用し、事業所に取り残された場合や送迎中に孤立した場合等の伝言サービスの想定もしておく。

## サービス提供時間

- ・ 平日 14:30～17:30
- ・ 土祝 10:00～16:00

年間予定

	委員会・法人研修	施設内外研修	行事等
4月	◇法人会議（毎月実施） 1. 虐待防止委員会 2. 身体拘束適正化委員会 3. B C P 検討委員会 4. 事故防止委員会 5. 感染症防止委員会 ※上記 1～5 は法人会議内にて実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待未然防止</li> <li>・権利擁護</li> <li>・接遇</li> <li>・経営面について（人員配置、加算等）</li> <li>・県や地区の研修会参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花見</li> <li>・海水浴</li> <li>・芋ほり</li> <li>・クリスマス会</li> <li>・餅つき</li> <li>・初詣</li> </ul>
5月			
6月			
7月			
8月			
9月	◇虐待防止研修（全職員） ※年 2 回（5 月、10 月） 新入職員へはその都度実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修発表会（奇数月） →職員 1 人 15 分～30 程度、内容を決めて発表する。全体で共有し学びを深める。</li> <li>※下記は年間を通して勉強していく。</li> <li>・絵カード交換方式</li> <li>・応用行動分析</li> <li>・新版 K 式発達検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※上記以外にも調理実習や、外出訓練、季節毎の行事等を考えながら実施をしていく。</li> <li>新型コロナウイルスの状況に応じて変更になる場合あり。</li> </ul>
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

## 放課後等デイサービス オリオンあなせ 事業計画

### 基本方針

オリオンは子供たちの「楽しい」「できる」を分かち合い、安心・安全に過ごせる場所を目指します。一人ひとりの発達に合わせて、基本的な生活習慣・対人関係・コミュニケーションなどの力を伸ばします。

#### 1. 重点目標

近隣に放課後等デイサービスが増えている。地域に信頼され、選ばれる為にも今まで以上に支援の質の向上に力を入れていく。子どもの将来の可能性を広げる場となる重要な時期であることを理解し、その大事な時期に関わることを意味を改めて考え支援を行う。

開所から2年が経過し、契約児童数は43名となった。(令和4年2月1日現在)調理実習や外出の機会等、計画を立て児童が利用を楽しみにできるような活動内容と環境を整えていく。

#### ①職員個々のスキルアップ、支援体制の充実と活動内容の活性化

- ・ 内部研修の内容や研修方法等の検討模索。
- ・ 事業所内における情報共有（外部研修等の報告）。
- ・ 利用者安全と業務効率化を図るための整理整頓や断捨離の実施（毎月1回以上）。

#### ②関係機関等との連携を含めて統一した支援体制の構築を図る

- ・ 担当職員を中心としたケース会議の開催および相談支援事業所等との連携強化（会議への参加、資料作成）。
- ・ 学校や他事業所等との連携強化。

#### ③安定した事業所運営を行うためサービス提供体制強化・利用者のニーズに対応できる事業所運営

- ・ 現利用者の利用状況におけるニーズ確認と調整、利用日希望日への対応。
- ・ 保護者に事業所情報をお知らせするためにLINEの活用を継続。

#### 支援にあたっての基本活動

##### ①自立した日常生活を営むために必要な訓練

- ・ 清潔・健康：入浴、排泄、手洗いうがいや歯磨き、身だしなみ
- ・ 衣類：衣類の着脱、靴
- ・ 安全：登下校時の交通ルールや遊びの場での危機回避
- ・ 物の管理：物の使い方や所有物の管理、整理整頓 など。

##### ②創作活動

- ・表現できる喜びを体験、できるだけ自然に触れる機会を設け、季節の変化に興味を持てるようにする。

③地域交流の機会の提供

- ・地域にある公園などの清掃活動を行い、交通ルールや公共マナーを身に付ける。
- ・規律やルールを守ることの意味と大切さを学び、仲間たちと協力・共に活動することの楽しさを学ぶ。

④個別支援計画及びモニタリング

- ・支援を行う上で必要となる個別支援計画・モニタリングについては年2回、児童発達支援管理責任者が職員と連携を取り進めていく。

2. サービス提供時間

平日：14：30（13：30、11：30）～17：30

休日：10：00～16：00

3. 委員会・研修・行事年間計画

	委員会・法人研修	研修・会議	行事
4月	◇法人会議（毎月実施） 1. 虐待防止委員会 2. 身体拘束適正化委員会	職員会議・避難確保計画見直し リスクマネジメントについて	お花見 春休み 避難訓練
5月	3. BCP検討委員会 4. 事故防止委員会	職員会議 人権・虐待防止について	端午の節句
6月	5. 感染症防止委員会 ※上記1～5は法人会議内	感染症防止・シミュレーション	
7月	にて実施する。	職員会議	七夕
8月		職員会議	プール遊び、夏休み
9月	◇虐待防止研修（全職員）	職員会議	
10月	※年2回（5月、10月）	職員会議	
11月	新入職員へはその都度実施する。	職員会議 人権・虐待防止について 自己評価集計結果検討会	カレーパーティー
12月		感染症防止・シミュレーション 自己評価集計公表 大掃除	クリスマス会、避難訓練 年賀状作成
1月			冬休み、初詣

2月			節分、
3月		避難確保計画訓練	ひな祭り、春休み

※ケース会議 随時実施

※リスク管理（緊急時における対策）

- ・ 緊急時には緊急連絡網を活用する。
- ・ 災害・感染症・疾病時には各対応マニュアルを活用する。
- ・ B C P 計画(事業継続計画)の策定を進める。

#### 4. 防災訓練及び災害時対応

- ・ 消防計画、避難確保計画、リスクマネジメントマニュアルに基づき、避難訓練・安全教育を実施する。
- ・ 地域の防災訓練に参加する。
- ・ 地域の関係機関や住民等との協力体制。

#### 5. 感染症対策

- ・ 感染症を予防するため、施設の衛生管理や手洗いを中心とした予防策を徹底する。
- ・ 感染症の基礎知識や迅速な対応を習得するための研修を年2回開催し、感染症の予防と拡大防止に努める。

#### 6. 人権・虐待防止のための対策

- ・ 日頃から権利侵害を見過ごさないようにし、虐待の芽を摘んでいくことと共に関係機関との連携を大切にしていく。
- ・ 利用者の人権と人格を最大限に尊重し、個性や感性の違いを認め、全ての人が平等であるという考えのもとに行動する。

#### 7. 保護者との関係づくり

- ・ 保護者の家庭状況、家庭環境を十分に理解し、日ごろから子どもの様子を伝えたり、家庭での様子を聞いたりして、保護者の思いを受け止め、信頼関係を築く。
- ・ 子どもの思い、職員等の思いをしっかり伝え、現状を理解してもらう。